

久喜市告示第335号

久喜市自転車等放置防止条例（平成22年久喜市条例第192号）第10条第1項及び第4項の規定により自転車等を撤去し保管したので、第11条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年 9月 7日

久喜市長 貴 志 信 智

記

告示事項 別紙のとおり

別紙

No	整理番号	撤去・保管年月日	保管場所	放置されていた区域		自転車等の表示									
						種別	氏名	住所	防犯登録番号				車体番号	車体色	かご
									シール色	管轄	登録年等	登録番号			
1	桃－11	令和8年8月18日	栗橋行政センター	栗橋駅	東口	自転車			白	埼玉	2025	25058661-2	STVFF49904	黒	前
2	桃－12	令和8年8月18日	栗橋行政センター	栗橋駅	東口	自転車			橙	埼玉	2017	7055480	F61204446	シルバー	前